

山ノ内町立小学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 山ノ内町立小学校の統合（以下「統合」という。）を円滑に行うために必要な事項を検討し、調整を図るため、山ノ内町立小学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 教育方針、学校行事等に関すること
- (2) 施設整備、設備備品等に関すること
- (3) 通学路及び通学方法に関すること
- (4) PTA、コミュニティスクール等学校関係組織に関すること
- (5) 児童及び保護者の交流事業に関すること
- (6) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 委員会の委員は次に掲げる者をもって組織し教育委員会が委嘱する。

- (1) 小学校及び中学校の保護者代表
 - (2) 保育園の保護者代表
 - (3) 小学校及び中学校の教職員
 - (4) 地域の住民代表
 - (5) 学識経験者
 - (6) 公募に応じた者
 - (7) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 必要に応じ、委員会に専門部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、統合小学校開校の前年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会は委員の互選により委員長及び副委員長を1人置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めたときは、委員会に第3条で掲げた委員以外の専門的知識を有する者を出席させ、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会
が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月13日から施行する。